

(写)

小議発第109号

平成30年11月22日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

五十嵐 京子

平成30年第4回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- | | |
|--------|--|
| 議案第70号 | 平成30年度小金井市一般会計補正予算（第5回） |
| 議案第71号 | 平成30年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第1回） |
| 議案第72号 | 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第73号 | 小金井市立清里山荘の指定管理者の指定について |
| 議案第74号 | 小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定について |
| その他 | 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告 |

議 長 報 告

- 1 北京市区人民代表大会友好代表団歓迎式・歓迎夕食会
平成30年10月10日(水)ホテルニューオータニ東京において、特別区議会議長会、東京都市議会議長会及び東京都町村議会議長会3団体で北京市区人民代表大会友好代表団をお迎えし、三議長会主催の歓迎式及び歓迎夕食会が開催された。
- 2 北京市区人民代表大会友好代表団表敬訪問時歓迎式典
平成30年10月11日(木)町田市役所において、特別区議会議長会、東京都市議会議長会及び東京都町村議会議長会3団体で北京市区人民代表大会友好代表団の表敬訪問を受け入れ、歓迎式典が開催された。
- 3 東京都市議会議長会正副会長会議について
平成30年11月13日(火)町田市役所において開催された。
会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。
 - (1) 報告事項
 - ア 会務報告
 - イ 全国市議会議長会第162回建設運輸委員会の会議結果について
 - ウ 第222回東京都都市計画審議会の会議結果について
 - エ 平成30年度日中友好交流事業について
 - オ 平成30年東京市町村総合事務組合議会第2回定例会の会議結果について
 - カ 平関東市議会議長会支部長会議及び第1回理事会の会議結果について
 - キ 全国市議会議長会第213回理事会及び第105回評議員会の会議結果について
 - ク 全国市議会議長会第163回社会文教委員会の会議結果について
 - (2) 協議事項
 - ア 各市提出議案について
 - イ 平成31年度東京都市議会議長会事業計画(案)について
 - ウ 平成31年度東京都市議会議長会歳入歳出予算(案)について
 - エ 平成31年度東京都市議会議長会関係役員(案)について
 - オ 平成30年度東京都市議会議員研修会について
 - カ 東京都市議会議長会理事会及び11月定例総会の運営について

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 宮下誠議員 板倉真也議員

2 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 白井亨議員

3 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 篠原ひろし議員

4 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 篠原ひろし議員

5 浅川清流環境組合議会

選出議員 鈴木成夫議員 小林正樹議員 田頭祐子議員 遠藤百合子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成30年8月10日から平成30年11月8日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

平成30年10月30日（火） 平成30年第2回臨時会

2 会議の概要

平成30年10月30日（火） 平成30年第2回臨時会
行政報告1件を審議した。

昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について
以上1件について、報告があった。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成30年10月30日（火） 平成30年第2回定例会

2 会議の概要

平成30年10月30日（火） 平成30年第2回定例会

議案2件を審議した。

議案第7号 平成29年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第8号 平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第1号)

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成30年10月31日（水） 平成30年第2回定例会

2 会議の概要

平成30年10月31日（水） 平成30年第2回定例会

議案2件を審議した。

第10号議案 平成30年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第11号議案 平成29年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成30年10月31日（水） 平成30年第2回定例会

2 会議の概要

平成30年10月31日（水） 平成30年第2回定例会

議案3件を審議した。

第1号報告 平成29年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

慎重審議の結果、報告のとおり承認することと決定した。

第12号議案 平成29年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計未処分利益余剰金の処分について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第1号認定 平成29年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計歳入歳出決算認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成30年11月7日（水） 平成30年第2回定例会

2 会議の概要

平成30年11月7日（水） 平成30年第2回定例会

議案2件を審議した。

議案第8号 平成29年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第9号 平成30年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第70号

平成30年度

小金井市

一般会計補正予算

(第5回)

平成30年度小金井市一般会計補正予算（第5回）

平成30年度小金井市の一般会計の補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ845,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,901,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成30年11月29日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 7,854,742	千円 229,981	千円 8,084,723
	1 国庫負担金	5,399,281	197,980	5,597,261
	2 国庫補助金	2,421,351	30,975	2,452,326
	3 委託金	34,110	1,026	35,136
14 都支出金		7,037,630	113,971	7,151,601
	1 都負担金	1,858,882	36,459	1,895,341
	2 都補助金	4,236,509	38,621	4,275,130
	3 委託金	942,239	38,891	981,130
17 繰入金		1,442,748	490,000	1,932,748
	1 基金繰入金	1,442,096	490,000	1,932,096
19 諸収入		219,550	11,423	230,973
	5 雑収入	178,941	11,423	190,364
歳入合計		46,055,951	845,375	46,901,326

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 5,359,705	千円 59,088	千円 5,418,793
	1 総 務 管 理 費	4,535,954	15,193	4,551,147
	2 徴 税 費	483,505	43,895	527,400
3 民 生 費		20,208,779	762,308	20,971,087
	1 社 会 福 祉 費	7,207,918	131,737	7,339,655
	2 児 童 福 祉 費	9,486,873	406,921	9,893,794
	3 生 活 保 護 費	3,481,035	223,650	3,704,685
4 衛 生 費		4,258,613	22,820	4,281,433
	1 保 健 衛 生 費	1,013,296	22,820	1,036,116
7 商 工 費		187,580	1,386	188,966
	1 商 工 費	187,580	1,386	188,966
8 土 木 費		8,105,898	2,570	8,108,468
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,284,281	465	2,284,746
	4 都 市 計 画 費	5,572,628	2,105	5,574,733
9 消 防 費		1,504,598	4,424	1,509,022
	1 消 防 費	1,504,598	4,424	1,509,022
10 教 育 費		3,293,157	11,566	3,304,723
	2 小 学 校 費	942,015	9,231	951,246
	4 社 会 教 育 費	700,348	2,335	702,683
13 予 備 費		163,012	△18,787	144,225
	1 予 備 費	163,012	△18,787	144,225
歳 出 合 計		46,055,951	845,375	46,901,326

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
内部情報パーソナルコンピュータ増設機器等借上料 (平成31年度導入分)	平成30年度 ～平成35年度	2,710千円
内部情報パーソナルコンピュータ更新用ソフトウェア借上料(平成31年度導入分)	平成30年度 ～平成31年度	60千円
基幹系システム増設機器等借上料(平成31年度導入分)	平成30年度 ～平成35年度	515千円
一般廃棄物処理基本計画策定支援委託料	平成30年度 ～平成31年度	12,953千円
保育計画策定支援委託料	平成31年度	4,909千円
学校施設等管理委託料その 2(小学校分)	平成30年度 ～平成31年度	7,378千円

議案第70号資料1

平成30年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第5回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 7,854,742	千円 229,981	千円 8,084,723
	1 国庫負担金	5,399,281	197,980	5,597,261
	2 国庫補助金	2,421,351	30,975	2,452,326
	3 委託金	34,110	1,026	35,136
14 都支出金		7,037,630	113,971	7,151,601
	1 都負担金	1,858,882	36,459	1,895,341
	2 都補助金	4,236,509	38,621	4,275,130
	3 委託金	942,239	38,891	981,130
17 繰入金		1,442,748	490,000	1,932,748
	1 基金繰入金	1,442,096	490,000	1,932,096
19 諸収入		219,550	11,423	230,973
	5 雑収入	178,941	11,423	190,364
歳入合計		46,055,951	845,375	46,901,326

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 5,359,705	千円 59,088	千円 5,418,793
	1 総務管理費	4,535,954	15,193	4,551,147
	2 徴税費	483,505	43,895	527,400
3 民生費		20,208,779	762,308	20,971,087
	1 社会福祉費	7,207,918	131,737	7,339,655
	2 児童福祉費	9,486,873	406,921	9,893,794
	3 生活保護費	3,481,035	223,650	3,704,685
4 衛生費		4,258,613	22,820	4,281,433
	1 保健衛生費	1,013,296	22,820	1,036,116
7 商工費		187,580	1,386	188,966
	1 商工費	187,580	1,386	188,966
8 土木費		8,105,898	2,570	8,108,468
	2 道路橋りょう費	2,284,281	465	2,284,746
	4 都市計画費	5,572,628	2,105	5,574,733
9 消防費		1,504,598	4,424	1,509,022
	1 消防費	1,504,598	4,424	1,509,022
10 教育費		3,293,157	11,566	3,304,723
	2 小学校費	942,015	9,231	951,246
	4 社会教育費	700,348	2,335	702,683
13 予備費		163,012	△18,787	144,225
	1 予備費	163,012	△18,787	144,225
歳出合計		46,055,951	845,375	46,901,326

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
42,214			16,874
6,669			8,524
35,545			8,350
296,964		11,423	453,921
62,523		1,189	68,025
116,906			290,015
117,535		10,234	95,881
4,309			18,511
4,309			18,511
			1,386
			1,386
465			2,105
465			
			2,105
			4,424
			4,424
			11,566
			9,231
			2,335
			△18,787
			△18,787
343,952		11,423	490,000

2 歳 入

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 5,397,217	千円 197,028	千円 5,594,245	1 社会福祉費負担金	千円 38,722
				2 児童福祉費負担金	27,214
				3 被用者児童手当負担金	2,467
				4 非被用者児童手当負担金	△ 3,000
				5 特別障害者手当等負担金	650
				6 生活保護費等負担金	116,976
				7 被用者小学校修了前児童手当負担金	19,800
				8 非被用者小学校修了前児童手当負担金	△ 1,134
				10 中学生児童手当負担金	△ 2,000
				11 特例給付負担金	△ 2,667
				2 衛生費国庫負担金	2,064

説	明	千円
2 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	12,977
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	25,745
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	27,214
1 被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 37/45	(子育て支援課)	2,467
1 非被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	△ 3,000
1 特別障害者手当等負担金 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条) 負担率 3/4	(自立生活支援課)	650
1 生活保護費等負担金 (生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地域福祉課)	116,976
1 被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	19,800
1 非被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	△ 1,134
1 中学生児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	△ 2,000
1 特例給付負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	△ 2,667
1 未熟児養育医療費等負担金 (未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱) 負担率 1/2	(健康課)	952

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 35,691	千円 5,643	千円 41,334	1 総務管理費補助金	千円 5,643
2 民生費国庫補助金	260,772	25,332	286,104	1 社会福祉費補助金	606
				2 児童福祉費補助金	24,726

款 13 国庫支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費委託金	千円 33,342	千円 1,026	千円 34,368	2 国民年金費委託金	千円 1,026

款 14 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 1,856,658	千円 35,983	千円 1,892,641	1 社会福祉費負担金	千円 19,361

説	明	千円
3 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(市 民 課)	5,643
1 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	47
3 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱) 補助率 3/4、1/2	(地 域 福 祉 課)	559
5 保育土宿舎借上支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	15,826
7 保育対策総合支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	8,900

説	明	千円
1 国民年金事務委託金 (国民年金法第86条)	(保 険 年 金 課)	648
2 年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金 (年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金交付要綱)	(保 険 年 金 課)	378

説	明	千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	12,873

款 14 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円	千円	千円		千円
				2 児童福祉費負担金	13,607
				3 被用者児童手当負担金	266
				4 非被用者児童手当負担金	△ 750
				6 被用者小学校修了前児童手当負担金	4,950
				7 非被用者小学校修了前児童手当負担金	△ 284
				8 中学生児童手当負担金	△ 500
				9 特例給付負担金	△ 667
				2 衛生費都負担金	2,224

説	明	千円
6 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	6,488
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	13,607
1 被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 4/45	(子育て支援課)	266
1 非被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課) △	750
1 被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	4,950
1 非被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課) △	284
1 中学生児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課) △	500
1 特例給付負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課) △	667
2 未熟児養育医療費等負担金 (東京都未熟児養育医療事業負担金交付要綱) 負担率 1/4	(健康課)	476

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円 1,812,954	千円 38,621	千円 1,851,575	1 社会福祉費補助金	千円 3,743
				2 児童福祉費補助金	34,878

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費委託金	千円 209,348	千円 35,545	千円 244,893	2 徴収費委託金	千円 35,545
3 衛生費委託金	21,049	2,881	23,930	1 保健衛生費委託金	2,881

説	明	千円
7 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 補助率 1/4	(自立生活支援課)	23
16 区市町村在宅療養推進事業補助金 (区市町村在宅療養推進事業実施要綱、区市町村在宅療養推進事業補助金交付要綱(東京都)) 補助率 10/10	(介護福祉課)	3,720
2 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金 (東京都ひとり親家庭等医療費助成事業補助要綱) 補助率 医療費分 2/3、事務費分(審査支払委託料・地区事務費) 1/2	(子育て支援課)	423
3 乳幼児医療費助成事業補助金 (東京都乳幼児医療費助成事業補助要綱) 補助率 1/2	(子育て支援課)	1,020
6 義務教育就学児医療費助成事業補助金 (東京都義務教育就学児医療費助成事業補助要綱) 補助率 1/2	(子育て支援課)	1,217
15 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 (東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱) 補助率 1/4、3/4	(保育課)	14,691
19 保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金 補助率 1/4	(保育課)	4,197
20 保育所等におけるICT化推進事業費補助金 (保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(保育課)	5,500
21 保育体制強化事業費補助金 (保育体制強化事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(保育課)	7,830

説	明	千円
1 都税徴収委託金 (地方税法第47条)	(納税課)	35,545
4 風しん抗体検査事業委託金 (東京都風しん抗体検査事業実施要綱)	(健康課)	2,881

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 土木費委託金	千円 689,032	千円 465	千円 689,497	2 道路橋りょう費委託金	千円 465

款 17 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 財政調整基金繰入金	千円 770,000	千円 490,000	千円 1,260,000	1 財政調整基金繰入金	千円 490,000

款 19 諸収入

項 5 雑収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 過年度収入	千円 1	千円 1,189	千円 1,190	1 過年度収入	千円 1,189
2 弁償金	13,922	10,234	24,156	1 弁償金	10,234

説	明	千円
1 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業委託金 (道路法第24条) 都道134号線	(都市計画課)	465
	(465)

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財政課)	490,000

説	明	千円
10 平成29年度障害者医療費国庫負担金追加交付金	(自立生活支援課)	856
11 平成29年度障害者医療費都負担金追加交付金	(自立生活支援課)	333
1 弁償金	(地域福祉課)	10,234

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,365,231	4,497	1,369,728			
2 文書管理費	544,266	9,343	553,609	6,669		
				6,669		
9 市民施設費	79,128	1,140	80,268			
10 市民文化費	305,334	213	305,547			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,497			
4,497	11 需用費 6 光熱水費	3,896 3,896	9 庁舎維持管理に要する経費 (管財課) 4,497
	12 役務費 2 電話料	601 601	11 需用費 (3,896) 光熱水費 3,896 12 役務費 (601) 電話料 601
2,674			
2,674	13 委託料	9,343	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 9,343
			13 委託料 (9,343) 基幹系システム修正委託料 (年金生活者支援給付金制度対応分) 378 基幹系システム修正委託料 (産前産後期間保険料免除制度対応分) 648 基幹系システム修正委託料 (難病者福祉手当条例改正対応分) 1,167 基幹系システム修正委託料 (被災者生活再建支援システム対応分) 1,507 基幹系システム修正委託料 (旧氏併記対応分) 2,538 コンビニ交付システム修正委託料 (旧氏併記対応分) 1,188 住民基本台帳ネットワークシステム修正委託料 (旧氏併記対応分) 1,917
1,140			
932	11 需用費 6 光熱水費	1,140 1,140	2 集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 932
			11 需用費 (932) 光熱水費 932
101			4 東小金井駅開設記念会館の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 101
			11 需用費 (101) 光熱水費 101
107			5 前原暫定集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 107
			11 需用費 (107) 光熱水費 107
213			
213	13 委託料	213	7 はげの森美術館の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 213

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
10 市民文化費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	13 委 託 料 (213) 清掃委託料その2 213

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 徴収費	61,519	43,895	105,414	35,545		
				35,545		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
8,350			
8,350	23 償還金利子及び割引料	43,895	2 市税等還付金及び還付加算金 (納 税 課) 43,895
			23 償還金利子及び割引料 (43,895) 還付金及び還付加算金 43,895

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	907,858	43,197	951,055	20,115 650		1,111
				19,465		1,000
2 障害者福祉費	1,898,874	81,818	1,980,692	38,688		78

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
21,971			
217	7 賃金	27	9 特別障害者手当等支給に要する経費 (自立生活支援課) 867
	8 報償費	25	20 扶 助 費 (867) 特別障害者手当等 867
6,390	11 需用費	51	11 難病者福祉手当支給に要する経費 (自立生活支援課) 6,390
	1 消耗品費	37	
	5 印刷製本費	14	
	12 役務費	197	7 賃 金 (27) 事務補助員賃金 27
	1 郵便料	197	8 報 償 費 (25) 難病者福祉手当制度改正説明会手話通訳者謝礼 17 難病者福祉手当制度改正説明会保育士謝礼 8
	20 扶助費	32,912	11 需 用 費 (51) 消耗品費 37 印刷製本費 14
	23 償還金利子及び割引料	9,985	12 役 務 費 (197) 郵 便 料 197
5,490			20 扶 助 費 (6,090) 難病者福祉手当 6,090
			21 自立支援医療・更生医療給付に要する経費 (自立生活支援課) 25,955
			20 扶 助 費 (25,955) 更生医療給付 25,955
9,985			31 返還金・還付金 () 9,985
			(2) 地域福祉課関係経費 9,985
			23 償還金利子及び割引料 (9,985) 平成29年度臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金返還金 3,000 平成29年度臨時福祉給付金給付事務費国庫補助金返還金 5,481 平成26・27年度臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金返還金 16 平成28年度年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金返還金 30 平成29年度生活困窮者自立相談支援事業国庫負担金返還金 1,052 平成29年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金 406
43,052			
195	12 役務費	324	7 身体障害者手帳等交付にかかると診断書料の助成に要する経費 (自立生活支援課) 195
	5 手数料	324	
	13 委託料	2,313	

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費				70		
				16,560		78
				22,058		
4 高齢者福祉費	470,021	6,722	476,743	3,720		
				3,720		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	20 扶助費	51,684	20 扶 助 費 (195) 身体障害者手帳等申請用診断書料 助成費 195
324	23 償還金利子及び割引料	27,497	15 障害支援区分判定審査会 に要する経費 (自立生活支援課) 324
24			12 役 務 費 (324) 主治医意見書作成手数料 324
5,442			19 地域生活支援事業に要す る経費 (自立生活支援課) 94
			13 委 託 料 (94) 要約筆記者派遣委託料 94
7,351			24 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 22,080
			20 扶 助 費 (22,080) 介護給付費 22,080
2,219			25 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 29,409
			20 扶 助 費 (29,409) 訓練等給付費 29,409
27,497			26 介護給付費・訓練等給付 費事務に要する経費 (自立生活支援課) 2,219
			13 委 託 料 (2,219) 給付費支払事務委託料 83 短期入所事業委託料 2,136
			32 返還金・還付金 (自立生活支援課) 27,497
			23 償還金利子及び割引料 (27,497) 平成29年度障害者自立支援給付 費国庫負担金返還金 13,513 平成29年度障害者自立支援給付 費都負担金返還金 6,718 平成29年度障害者施策推進区市 町村包括補助事業都補助金返還金 7,266
3,002	19 負担金補助及び交付金	3,720	43 在宅療養推進事業に要す る経費 (介 護 福 祉 課) 3,720
3,002	23 償還金利子及び割引料	3,002	19 負担金補助及び交付金 (3,720) 在宅療養推進事業補助金 3,720
			44 返還金・還付金 (介 護 福 祉 課) 3,002
			23 償還金利子及び割引料 (3,002) 平成29年度低所得者保険料軽減 国庫負担金返還金 130

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
4 高齢者福祉費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			平成29年度低所得者保険料軽減都負担金返還金 65
			平成29年度訪問介護継続利用者負担助成事業都補助金返還金 3
			平成29年度生計困難者介護サービス利用者負担額軽減制度事業都補助金返還金 80
			平成29年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金 2,443
			平成29年度元気高齢者地域活躍推進事業都補助金返還金 100
			平成29年度介護予防による地域づくり推進員の配置事業都補助金返還金 181

款 3 民 生 費
 項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	4,924,364	399,941	5,324,305	116,483		
				16,481		
				1,020		
				26,427		
				1,217		
				40,821		
				30,517		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
283,458			
3,019	8 報償費	136	2 児童手当支給に要する経費 (子育て支援課) 19,500
	12 役務費 1 郵便料	6 6	20 扶助費 (19,500) 児童手当 19,500
1,020	13 委託料	825	6 乳幼児医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 2,040
	19 負担金補助及び交付金	70,844	20 扶助費 (2,040) 医 療 費 2,040
8,813	20 扶助費	78,402	8 民間保育所助成に要する経費 (保 育 課) 35,240
	23 償還金利子及び割引料	249,728	19 負担金補助及び交付金 (35,240) 保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金 16,800 民間保育所等業務効率化推進事業補助金 8,000 保育体制強化事業費補助金 10,440
1,217			16 義務教育就学児医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 2,434
			20 扶助費 (2,434) 医 療 費 2,434
13,751			20 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 54,572
			13 委 託 料 (144) 給付費支払事務委託料 144
5,087			20 扶 助 費 (54,428) 障害児通所給付費 54,428
			26 保育従事職員宿舍借上支援事業に要する経費 (保 育 課) 35,604
			19 負担金補助及び交付金 (35,604) 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 35,604
249,728			27 返還金・還付金 () 249,728
			(1) 保育課関係経費 229,567
			23 償還金利子及び割引料 (229,567)
			平成29年度保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金 44,204
			平成29年度待機児解消区市町村支援事業都補助金返還金 57,990
			平成29年度保育所等賃借料都補助金返還金 6,285

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費						
3 児童福祉施設費	59,605	859	60,464			

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
			平成29年度保育所運営費都負担 金返還金	11,928
			平成29年度認証保育所運営費等 都補助金返還金	2,586
			平成29年度定期利用保育事業費 都補助金返還金	157
			平成29年度幼稚園型一時預かり 事業運営費等都補助金返還金	1,634
			平成29年度保育士等キャリアア ップ都補助金返還金	28,244
			平成29年度認可外保育施設利用 支援事業都補助金返還金	4,277
			平成29年度保育従事職員宿舍借 上支援事業都補助金返還金	3,919
			平成29年度保育所等整備国庫交 付金返還金	68,343
			(2) 子育て支援課関係経費	17,440
			23 償還金利子及び割引料	(17,440)
			平成29年度子ども・子育て支援 国庫交付金返還金	5,281
			平成29年度子ども・子育て支援 都交付金返還金	4,517
			平成29年度子ども家庭支援区市 町村包括補助事業都補助金返還金	3,732
			平成29年度児童措置費国庫負担 金返還金母子生活支援施設措置費	1,908
			平成29年度児童措置費国庫負担 金返還金助産施設措置費	612
			平成29年度児童措置費都負担金 返還金母子生活支援施設措置費	954
			平成29年度児童措置費都負担金 返還金助産施設措置費	306
			平成29年度児童手当国庫負担金 返還金	130
			(3) 自立生活支援課関係経費	2,721
			23 償還金利子及び割引料	(2,721)
			平成29年度障害児通所給付費国 庫負担金返還金	1,814
			平成29年度障害児通所給付費都 負担金返還金	907
823			28 保育計画策定に要する経 費 (保 育 課)	823
			8 報 償 費 (136)	
			保育計画策定委員会委員謝礼	131
			保育計画策定委員会保育士謝礼	5
			12 役 務 費 (6)	
			郵 便 料	6
			13 委 託 料 (681)	
			保育計画策定支援委託料	681
859				
859	11 需用費	859	2 児童館維持管理に要する	
	6 光熱水費	859	経費 (児童青少年課)	859

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 児童福祉施設費						
4 保育園費	1,076,550	3,277	1,079,827			
5 学童保育所費	278,147	1,269	279,416			
6 ひとり親福祉費	40,985	1,575	42,560	423		
				423		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			11 需用費 (859) 光熱水費 859
3,277			
3,277	11 需用費 6 光熱水費	3,277 3,277	2 保育園維持管理に要する 経費 (保 育 課) 3,277
			11 需用費 (3,277) 光熱水費 3,277
1,269			
1,269	11 需用費 6 光熱水費	1,269 1,269	1 学童保育所維持管理に要 する経費 (児 童 青 少 年 課) 1,269
			11 需用費 (1,269) 光熱水費 1,269
1,152			
211	20 扶助費	634	3 ひとり親家庭等医療費助 成事業に要する経費 (子 育 て 支 援 課) 634
	23 償還金利息及び割引料	941	20 扶 助 費 (634) 医 療 費 634
941			7 返還金・還付金 () 941
			(1) 子育て支援課関係経費 941
			23 償還金利息及び割引料 (941)
			平成29年度母子家庭等対策総合 支援事業費国庫補助金返還金 837
			平成29年度ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス事業都補助金返還 金 104

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	186,992	56,688	243,680	559		
				559		
2 扶助費	3,288,303	166,962	3,455,265	116,976		10,234
				116,976		10,234

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
56,129			
560	13 委託料	1,119	2 生活保護事務に要する経費 (地域福祉課) 1,119
	23 償還金利子及び割引料	55,569	13 委託料 (1,119) 生活保護システム改修委託料 (徴収金改正対応分) 778 生活保護システム改修委託料 (冷房器具一時扶助費支給対応分) 341
55,569			3 返還金・還付金 (地域福祉課) 55,569
			23 償還金利子及び割引料 (55,569) 平成29年度生活保護費等国庫負担金返還金 33,400 平成29年度生活保護費等都負担金返還金 22,169
39,752			
39,752	20 扶助費	166,962	1 生活保護扶助に要する経費 (地域福祉課) 166,962
			20 扶助費 (166,962) 生活保護扶助 166,962

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	704,782	7,008	711,790	1,428		
				1,428		
3 予防接種費	266,729	15,812	282,541	2,881		
				2,881		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,580			
938	13 委託料	938	7 乳幼児及び産婦の健康診 査に要する経費 (健康課) 938
	20 扶助費	1,904	13 委託料 (938) 乳児(6・9か月児)健康診査委 託料 938
476	23 償還金利子及び割引料	4,166	30 未熟児養育医療に要する 経費 (健康課) 1,904
			20 扶助費 (1,904) 養育医療費 1,904
4,166			32 返還金・還付金 (健康課) 4,166
			23 償還金利子及び割引料 (4,166) 平成29年度医療保健政策区市町 村包括補助事業都補助金返還金 3,638 平成29年度出産・子育て応援事 業都補助金返還金 528
12,931			
3,882	13 委託料	15,812	3 日本脳炎予防接種に要す る経費 (健康課) 3,882
			13 委託料 (3,882) 日本脳炎個別接種委託料 3,882
2,047			6 麻しん・風しん混合予防 接種に要する経費 (健康課) 2,047
			13 委託料 (2,047) 麻しん・風しん混合個別接種委託 料 2,047
2,382			10 小児用肺炎球菌ワクチン 接種に要する経費 (健康課) 2,382
			13 委託料 (2,382) 小児用肺炎球菌ワクチン個別接種 委託料 2,382
1,134			11 四種混合予防接種に要す る経費 (健康課) 1,134
			13 委託料 (1,134) 四種混合個別接種委託料 1,134
834			12 成人風しん予防接種に要 する経費 (健康課) 3,715
			13 委託料 (3,715) 成人風しん抗体検査委託料 2,881

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費						

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			成人麻疹・風しん個別接種委託料 704
			成人風しん個別接種委託料 130
2,652			13 水痘ワクチン接種に要する経費 (健康課) 2,652
			13 委託料 (2,652)
			水痘ワクチン個別接種委託料 2,652

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 観 光 費	17,565	1,386	18,951			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,386			
1,386	19 負担金補助及び交付金	1,386	1 観光振興に要する経費 (経 済 課) 1,386
			19 負担金補助及び交付金 (1,386)
			小金井市観光まちおこし協会補助 金 1,386

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 道路新設改良費	777,957	465	778,422	465		
				465		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	15 工事請負費	465	2 都道134号線整備に要 する経費 () 465 (2) 道路管理課関係経費 465 15 工事請負費 (465) 都道134号線事業予定地管理に 伴う整備工事

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費	259,949	2,105	262,054			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,105			
2,105	15 工事請負費	2,105	6 都市公園等の整備に要する経費 (環境政策課) 2,105
			15 工事請負費 (2,105) 貫井けやき公園遊具撤去新設工事

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 常備消防費	1,370,590	4,424	1,375,014			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,424			
4,424	13 委託料	4,424	1 消防事務委託に要する経費 (地域安全課) 4,424
			13 委託料 (4,424)
			消防事務都委託金 4,424

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	505,863	709	506,572			
2 教育振興費	91,369	319	91,688			
4 学校建設費	110,719	8,203	118,922			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
709			
709	11 需用費 1 消耗品費	4 4	2 学校運営に要する経費 () 709
	13 委託料	705	(2) 学務課関係経費 709 11 需用費 (4) 消耗品費 4 13 委託料 (705) 第四小学校通学路監視委託料 705
319			
319	11 需用費 1 消耗品費	1 1	1 教育振興に要する経費 (学 務 課) 319
	18 備品購入費	318	11 需用費 (1) 消耗品費 1 18 備品購入費 (318) 教育振興備品 318
8,203			
8,203	11 需用費 10 修繕料	8,203 8,203	2 学校施設維持管理に要する経費 (庶 務 課) 8,203
			11 需用費 (8,203) 修 繕 料 8,203

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 公民館費	188,790	2,015	190,805			
4 文化財保護費	11,799	320	12,119			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,015			
2,015	11 需用費 6 光熱水費	2,015 2,015	2 公民館維持管理に要する 経費 (公民館) 2,015
			11 需用費 (2,015) 光熱水費 2,015
320			
320	11 需用費 6 光熱水費	320 320	3 文化財センター維持管理 に要する経費 (生涯学習課) 320
			11 需用費 (320) 光熱水費 320

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	163,012	△ 18,787	144,225			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 18,787		千円	千円

債務負担行為の見込み及び以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額以降の該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(単位:千円)

事項	限度額	平成29年度末までの支出(見込)額		平成30年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
内部情報パーソナルコンピュータ増設機器等借上料(平成31年度導入分)	2,710			平成30年度 ~平成35年度	2,710				2,710
内部情報パーソナルコンピュータ更新用ソフトウェア借上料(平成31年度導入分)	60			平成30年度 ~平成31年度	60				60
基幹システム増設機器等借上料(平成31年度導入分)	515			平成30年度 ~平成35年度	515				515
一般廃棄物処理基本計画策定支援委託料	12,953			平成30年度 ~平成31年度	12,953				12,953
保育計画策定支援委託料	4,909			平成31年度	4,909				4,909
学校施設等管理委託料その2(小学校分)	7,378			平成30年度 ~平成31年度	7,378				7,378

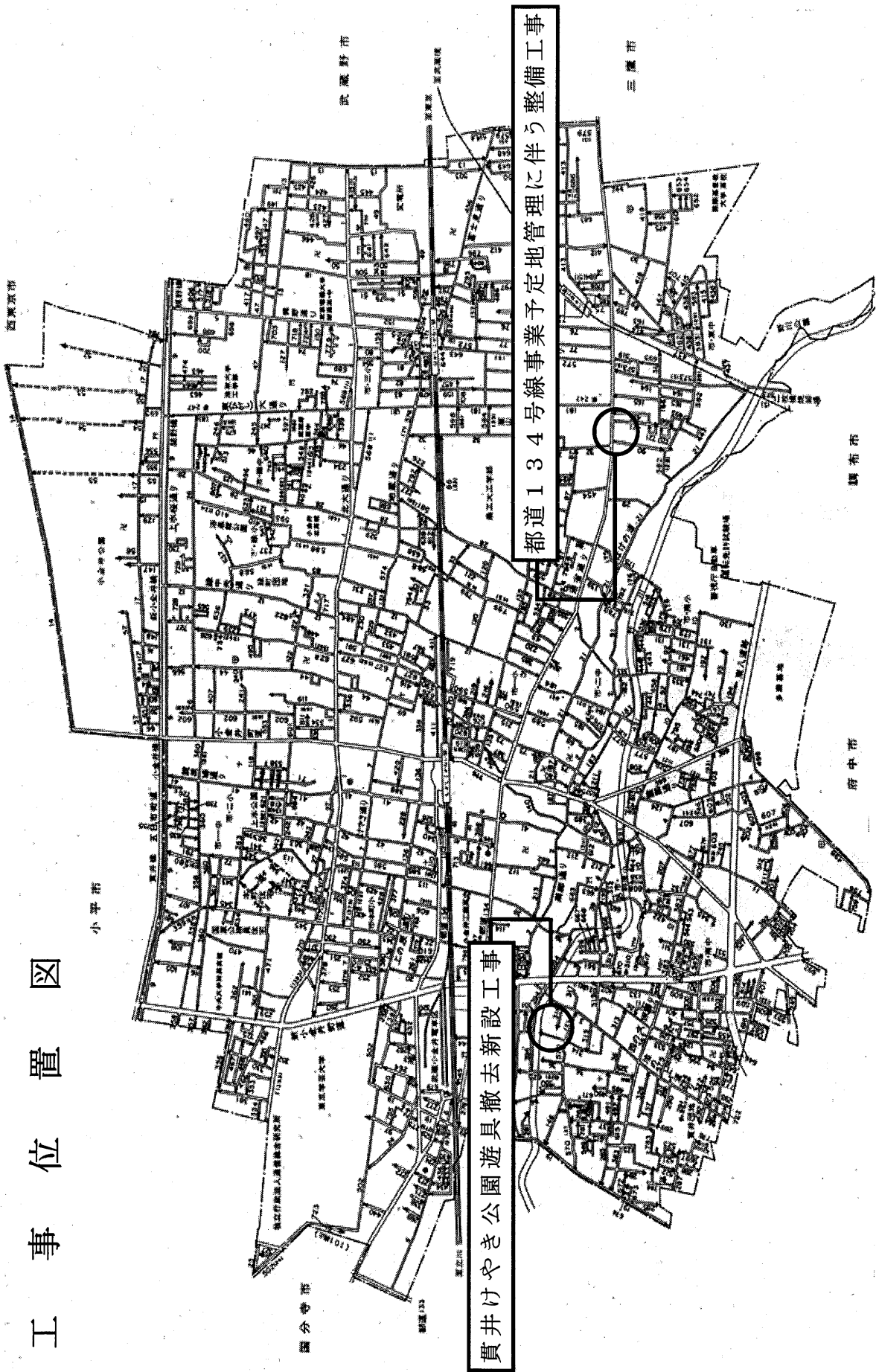
議案第70号資料2

平成30年度 基金現在高調へ

(単位:千円)

NO	基金名	区分	平成29年度現在	平成30年度算入	予算補正状況			補正積立予定額	平成30年度平定額	平成30年度末高	平成30年度末見込額
					第1回6月	第2回9月	回補正額(C)				
1	財政調整基金	元金 利息 計	2,607,714	90 90		1,000,000 69 1,000,069	1,000,000 159 1,000,159	当 初 補 正 計	770,000 490,000 1,260,000		2,347,873
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,415	1 1			1 1	当 初 補 正 計			9,416
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	1,900,538	100,000 114 100,114	△100,000 △100,000	800,000 800,000 100,005 8 100,013	800,000 114 800,114	当 初 補 正 計			2,700,652
4	地域福祉基金	元金 利息 計	670,177	47 47		100,005 8 100,013	100,005 55 100,060	当 初 補 正 計	13,000 13,000		757,237
5	環境基金	元金 利息 計	1,869,986	200,000 134 200,134		1 1	200,000 135 200,135	当 初 補 正 計	600,000 600,000		1,470,121
6	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,028	1 1			1 1	当 初 補 正 計			3,029
7	みどり公園基金	元金 利息 計	9,734	2 2	5 5	1 1	6 2 8	当 初 補 正 計	7,296 7,296		2,446
8	市営住宅整備基金	元金 利息 計	55,919	3,305 6 3,311			3,305 6 3,311	当 初 補 正 計	1,800 1,800		57,430
9	教育施設整備基金	元金 利息 計	187,904	59,223 19 59,242			59,223 19 59,242	当 初 補 正 計	50,000 50,000		197,146
10	土地開発基金	元金 利息 計	65	1 1			1 1	当 初 補 正 計			66
合	計	元金 利息 計	7,314,480	362,528 415 362,943	△99,995 0 △99,995	1,900,006 78 1,900,084	1,800,011 78 1,800,089	当 初 補 正 計	1,442,096 490,000 1,932,096		7,545,416

工事位置図



平成30年度予備費充当状況について

(単位：千円)

充 当 を 受 け た 科 目					充 当 額	
款	項	目	節	細々節の明細		
3	民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	1 報酬	社会福祉委員報酬（過年度分）	4,166
3	民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	22 補償補填及び賠償金	遅延利息	566
3	民生費	2 児童福祉費	4 保育園費	13 委託料	さくら保育園測量委託料	2,732
3	民生費	2 児童福祉費	4 保育園費	13 委託料	小金井保育園測量委託料	1,020
3	民生費	2 児童福祉費	4 保育園費	15 工事請負費	さくら保育園ブロック塀改修工事	18,115
3	民生費	2 児童福祉費	4 保育園費	15 工事請負費	小金井保育園ブロック塀改修工事	4,316
3	民生費	2 児童福祉費	4 保育園費	18 備品購入費	冷暖房機	4,860
8	土木費	4 都市計画費	5 公園緑地費	13 委託料	上の原公園測量委託料	832
8	土木費	4 都市計画費	5 公園緑地費	13 委託料	危険樹木処理等委託料（児童遊園・子供広場維持管理に要する経費）	1,226
8	土木費	4 都市計画費	5 公園緑地費	13 委託料	危険樹木処理等委託料（緑地等維持管理に要する経費）	4,329
8	土木費	4 都市計画費	5 公園緑地費	13 委託料	危険樹木処理等委託料（都市公園等の維持管理に要する経費）	17,043
8	土木費	4 都市計画費	5 公園緑地費	15 工事請負費	上の原公園ブロック塀改修工事	13,604
9	消防費	1 消防費	3 災害対策費	9 旅費	特別旅費（平成30年7月豪雨復興支援に要する経費）	156
9	消防費	1 消防費	3 災害対策費	13 委託料	職員破傷風予防接種委託料	4
10	教育費	2 小学校費	1 学校管理費	3 委託料	倒木・危険高木剪定処理委託料	6,332
10	教育費	2 小学校費	4 学校建設費	3 委託料	緑小学校境界確定測量委託料	1,533

充 当 を 受 け た 科 目					充 当 額
款	項	目	節	細々節の明細	
10 教育費	2 小学校費	4 学校建設費	15 工事請負費	緑小学校ブロック塀解体撤去工事	2,956
10 教育費	2 小学校費	4 学校建設費	15 工事請負費	第一小学校ブロック塀解体撤去工事	2,457
10 教育費	2 小学校費	4 学校建設費	15 工事請負費	第一小学校フェンス等設置工事	4,930
10 教育費	2 小学校費	4 学校建設費	15 工事請負費	緑小学校フェンス等設置工事	7,530
10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	3 委託料	倒木・危険高木剪定処理委託料	3,216
10 教育費	4 社会教育費	2 公民館費	11 需用費	緊急修繕料（建物）	712
合 計					102,635

保育所等における児童の安全対策強化事業概要

1 事業の目的

保育における午睡中の児童の事故防止のため、児童の睡眠中に呼吸停止等の異常が認められる場合に警告音を発して知らせる装置等の購入に必要な費用の一部を補助することにより、安全かつ安心な保育環境を整備することを目的とする。

保育士の安心・安全に係る業務を補助的に支援することにより、効果的に事故予防・安全対策を図る。

2 補助基準額

子ども一人当たり上限3万円

3 補助率

国1/2、都1/4

4 予算額

(1) 歳入予算 12,597千円

(2) 歳出予算 16,800千円

5 対象施設及び台数

特定保育施設・認定こども園	19施設、453台
特定地域型保育事業	4施設、40台
認証保育所	5施設、67台
合 計	28施設、560台

保育体制強化事業概要

1 事業の目的

保育に係る周辺業務を行う者の配置支援を行い、保育を支える保育士の負担を軽減することによって、保育体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士の働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

2 補助対象業務

- (1) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- (2) 給食の配膳及び後片付け
- (3) 寝具の用意及び後片付け
- (4) その他保育士の負担軽減に資する業務

2 補助基準額

一施設当たり月額9万円

3 補助率

都3/4

4 予算額

- (1) 歳入予算 7,830千円
- (2) 歳出予算 10,440千円

5 対象施設

特定保育施設・認定こども園 13施設

保育計画策定の概要

1 策定する計画等及び策定目的

待機児童解消等子育て環境の充実を図るため、保育所新設等の量的拡大による保育利用児童の大幅増加等により、本市の保育をめぐる状況は大きく変化している。

保育を希望する家庭や子どもが等しく保育サービスを受けられ、健やかな成長ができるよう、保育の質の維持・向上に関する共通の枠組み（ガイドライン）を検討するとともに、今後の保育施策として取り組むべき方向性を示すため、(仮称)小金井市保育計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 策定期間及び委託期間（予定）

平成31年3月～平成32年3月

3 策定委員会（案）

- (1) 委員数 13人
- (2) 委員構成 学識経験者、民間保育所等運営者、保護者等、関係団体
- (3) 開催回数 2か年で14回程度開催予定（平成30年度は1回開催を予定）
- (4) 主な所掌
 - ア 今後の保育施策として取り組むべき方向性の検討等に関すること。
 - イ 保育の質の維持・向上に関すること。
 - ウ 本計画の策定に関すること。

4 策定支援に係る予算額（保育計画策定支援委託料）

- (1) 平成30年度 681千円
- (2) 平成31年度（債務負担行為） 4,909千円

5 策定スケジュール（案）

- (1) 平成31年1～3月 委員募集、策定支援委託契約等
- (2) 同年 3～12月 策定委員会にて協議・検討（14回程度開催）
- (3) 平成32年 1月 パブリックコメント
- (4) 同年 3月 策定

平成29年度光熱水費還元プログラム還元金詳細一覧

(単位:円)

学校名	予算科目等		学校管理費		教育振興費		合計	購入予定の備品等	還元の原因となった 光熱水費名及び削減量
	消耗品費	備品購入費	消耗品費	備品購入費	消耗品費	備品購入費			
小金井 第四小学校	0	0	1,000	162,000	0	0	163,000	○備品購入費 ・教室設置用テレビ ○消耗品費 ・児童テスト作成用紙等	水道(▲1,325㎡)
前原小学校	4,000	0	0	156,000	0	0	160,000	○備品購入費 ・授業用モニター ○消耗品費 ・成績表添付書類印刷用上質紙等	水道(▲1,125㎡) プール(▲55㎡)
小学校 計	4,000	0	1,000	318,000	0	0	323,000	—	—

※中学校については該当校なし

議案第71号

平成30年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算

(第1回)

平成30年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成30年度小金井市の下水道事業特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,459,859千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月29日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸 収 入		千円 69	千円 2,075	千円 2,144
	2 雑 入	67	2,075	2,142
歳 入 合 計		1,457,784	2,075	1,459,859

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下 水 道 費		千円 1,319,996	千円 2,069	千円 1,322,065
	1 下 水 道 管 理 費	1,119,856	3,710	1,123,566
	2 下 水 道 建 設 費	200,140	△1,641	198,499
4 予 備 費		6,509	6	6,515
	1 予 備 費	6,509	6	6,515
歳 出 合 計		1,457,784	2,075	1,459,859

議案第71号資料1

平成30年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸 収 入		千円 69	千円 2,075	千円 2,144
	2 雑 入	67	2,075	2,142
歳 入 合 計		1,457,784	2,075	1,459,859

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1下 水 道 費		千円 1,319,996	千円 2,069	千円 1,322,065
	1下 水 道 管 理 費	1,119,856	3,710	1,123,566
	2下 水 道 建 設 費	200,140	△1,641	198,499
4予 備 費		6,509	6	6,515
	1予 備 費	6,509	6	6,515
歳 出 合 計		1,457,784	2,075	1,459,859

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			2,069
		1,641	2,069
		△1,641	
			6
			6
		0	2,075

2 歳 入

款 9 諸 収 入

項 2 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
3 弁 償 金	0	2,075	2,075	1 弁 償 金	2,075

説

明

1 下水道施設損害賠償金

(下水道課)

千円

2,075

3 歳 出

款 1 下 水 道 費

項 1 下 水 道 管 理 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道総務費	993,217	3,710	996,927			1,641
						1,641

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,069			
2,069	27 公課費	3,710	2 一般業務に要する経費 (下水道課) 3,710
			27 公 課 費 (3,710)
			消費税及び地方消費税 3,710

款 1 下水道費

項 2 下水道建設費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道建設費	200,140	△ 1,641	198,499			△ 1,641
						△ 1,641

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	15 工事請負費	△ 1,641	1 管きょ建設に要する経費 (下水道課) △ 1,641
			15 工事請負費 (△ 1,641) マンホールトイレ用下水道施設設置工事

款 4 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 予 備 費	千円 6,509	千円 6	千円 6,515	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 6		千円	千円

議案第72号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年11月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴い、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例を規定する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第13項を第16項とし、第7項から第12項までを3項ずつ繰り下げる。

別表備考第6項中「第9項、第10項及び第12項」を「第12項、第13項及び第15項」に改め、同項を同表備考第9項とする。

別表備考中第5項を削り、第4項を第8項とし、第3項を第7項とする。

別表備考第2項中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同項を同表備考第3項とし、同項の次に次の3項を加える。

- 4 前項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用者
と同一の世帯に属する者が当該年度分の市町村民税の賦課期日において
指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区
域内に住所を有する者であるときは、その者の所得割の額に8分の6を乗
じて得た額とする。
- 5 第3項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用
者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫
と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明
らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母とな
った女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同
様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同
号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若
しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない
者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子で
あつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に
ある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当す
る所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に
規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、
若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでな

い者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 6 この表において、「均等割の額のみ世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（小金井市市税条例第53条の規定により当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であつて、均等割（同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。）のみを課されるものの世帯をいう。

別表備考第1項の次に次の1項を加える。

- 2 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税を課されない者（小金井市市税条例（平成20年条例第26号）第53条の規定により市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定

めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）の世帯をいう。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年9月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																												
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育、特別利用保育もしくは特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額</p> <table border="1" data-bbox="566 1265 790 2072"> <tr> <td>各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分</td> <td>利用者負担の月額</td> </tr> <tr> <td>階層区分</td> <td>単位：円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">定義及び条件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額</p> <table border="1" data-bbox="909 1265 1372 2072"> <tr> <td>各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分</td> <td>利用者負担の月額（各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額）</td> </tr> <tr> <td>階層区分</td> <td>単位：円</td> </tr> <tr> <td>定義及び条件</td> <td>3歳未満 3歳以上</td> </tr> </table>	各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額	階層区分	単位：円	定義及び条件		省略		各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額（各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額）	階層区分	単位：円	定義及び条件	3歳未満 3歳以上	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育、特別利用保育もしくは特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額</p> <table border="1" data-bbox="566 369 790 1176"> <tr> <td>各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分</td> <td>利用者負担の月額</td> </tr> <tr> <td>階層区分</td> <td>単位：円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">定義及び条件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額</p> <table border="1" data-bbox="909 369 1372 1176"> <tr> <td>各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分</td> <td>利用者負担の月額（各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額）</td> </tr> <tr> <td>階層区分</td> <td>単位：円</td> </tr> <tr> <td>定義及び条件</td> <td>3歳未満 3歳以上</td> </tr> </table>	各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額	階層区分	単位：円	定義及び条件		省略		各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額（各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額）	階層区分	単位：円	定義及び条件	3歳未満 3歳以上	
各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額																													
階層区分	単位：円																													
定義及び条件																														
省略																														
各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額（各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額）																													
階層区分	単位：円																													
定義及び条件	3歳未満 3歳以上																													
各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額																													
階層区分	単位：円																													
定義及び条件																														
省略																														
各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額（各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額）																													
階層区分	単位：円																													
定義及び条件	3歳未満 3歳以上																													

省略	児	児	児
----	---	---	---

備考 1 省略

市町村民税
税非帯に
世いて未
いのひと
親を寡婦
等とみな
す特例規
定の追加
に伴う定
義の新設

省略	児	児	児
----	---	---	---

備考 1 省略

2 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条の規定により市町村民税を課されない者(小金井市市税条例(平成20年条例第26号)第53条の規定により市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)の世帯をいう。

3 この表において、「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

4 前項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が当該年度の市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、その者の所得割の額に8分の6を乗じて得た額とする。

5 第3項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中

2 この表において、「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

下の線及び規定の整備

の額の算定において、都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特別規定の追加
の額の算定において、未婚のひとり親と寡婦等とみなす特別規定の追加

「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

6 この表において、「均等割の額のみ世帯」とは、利用者又は当該利用者と同じの世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)を課されない者(小金井市市税条例第53条の規定によつて当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚

均等割の額のみ世帯に
おいて未婚のひとり親を
寡婦等とみなす
特別規定の追加
に伴う
定義の新設

姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であつて、均等割(同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。)のみを課されるものの世帯をいう。

7 省略

8 省略

9 次項、第12項、第13項及び第15項において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

3 省略

4 省略

5 別表2の表の階層区分C階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。

6 次項、第9項、第10項及び第12項において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

項の繰下げ

同上

規定の整備

項の繰下げ及び規定の整備

(1)	}	省略
く		
(6)		
<u>10</u>	}	省略
<u>11</u>		
<u>12</u>		
<u>13</u>		
<u>14</u>		
<u>15</u>		
<u>16</u>		

(1)	}	省略
く		
(6)		
<u>7</u>	}	省略
<u>8</u>		
<u>9</u>		
<u>10</u>		
<u>11</u>		
<u>12</u>		
<u>13</u>		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年9月以後の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

項の繰下
げ
同上
同上
同上
同上
同上
同上

都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について

参考資料2

1. 経緯・背景

- 地方分権一括法により、県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに伴い、都道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成30年度から、指定都市のみ、市町村民税の税率が6%から8%に変更される。

	都道府県民税	市町村民税（指定都市）
旧税制（～平成29年度）	4%	6%
新税制（平成30年度～）	2%	8%

- 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の階層区分は、「市町村民税所得割合算額」を用いて決定されているところ、指定都市のみ税率が変更となると、指定都市と他の市町村の居住者の税額が異なることとなり、不公平が生じる。

2. 改正の概要

- 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。（内閣府令改正）
- 運用上、
 - ・ 算定に当たっては一定の事務負担の発生が見込まれるため、税源移譲後の新税率により算定した市町村民税所得割に6/8を乗じた額をもとに利用者負担を決定することも可能とする。その場合、近似値での算定とすることに留意すること。
 - ※ マイナンバーでの情報連携（税源移譲前の情報）は想定していない。（指定都市における事務負担（6%で計算した全市民の税情報の副本登録）が大きく、運用により近似値での算定が可能であるため。）
 - ・ 自治体独自の減税措置等により、市町村民税率が現時点で6%ではない場合については、税源移譲前の旧税額になるよう新税率により計算された額に適切な割合を乗じて計算すること。

<改正の施行期日> 平成30年9月1日

- ※ 4月～8月分の利用者負担額については、前年度分の市町村民税所得割額に基づき決定されることから、本税源移譲の影響を受けないため。

未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について

参考資料1

1. 経緯・背景

- 税制上、婚姻を前提とする寡婦又は寡夫（以下「寡婦等」という。）と未婚のひとり親の取扱いに差があることで、各種福祉サービスに係る負担金等の額が異なり、未婚のひとり親に不利な取扱いとなっている。

【参考】児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成28年4月28日参議院厚生労働委員会（抜粋））
 六、ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみならず適宜について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること。

※ 国土交通省では、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（閣議決定）を踏まえ、公営住宅の家賃の算定の基礎となる収入の計算について、平成28年10月1日から寡婦（寡夫）控除のみならず適用を実施（政令改正）。

- 地方自治体によっては、寡婦（寡夫）控除のみならず適用（未婚のひとり親を寡婦等とみなして寡婦（寡夫）控除を適用する措置）を実施しており、保育料については全市区町村の2割強が実施。

2. 改正の概要

- 未婚のひとり親※であって、これを寡婦等とみなした場合に市町村民税が課されないこととなる者について、特定教育・保育施設等の利用者負担上限が、その他の市町村民税を課されない者の負担上限月額と同等となるよう所要の措置を講ずる。（政令改正）
- 未婚のひとり親※について、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割の算定に当たっては、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなす。（内閣府令改正）

※ 婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）であって、現に婚姻（事実婚を含む）をしていないもの

＜改正の施行期日＞平成30年9月1日

※ 利用者負担額の階層区分は、根拠とする「市町村民税所得割合算額」が前年度分から今年度分に切り替わる9月1日に合わせて切り替わるため。

議案第73号

小金井市立清里山荘の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成30年11月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市立清里山荘
位置 山梨県北杜市高根町清里字念場原3545番1
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社フードサービスシンワ
所在地 長野県南佐久郡小海町大字千代里2392番地1
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

（提案理由）

小金井市立清里山荘に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

議案第73号資料1

株式会社フードサービスシンの概要

- 1 設 立 昭和44年6月27日
- 2 設 立 目 的 (1) 総合食品の製造加工及び販売
(2) 宿泊施設の管理及び運営
(3) 旅館その他の宿泊所の経営
(4) 文化施設の管理及び運営
(5) ビル及び建物の清掃及び保安管理、病虫害駆除並びに防疫衛生消毒の施工
(6) 建物の附属設備の保守管理
(7) 警備の請負並びに防犯、防火及び安全に関する工事の請負
(8) 各種機械装置の保守管理
(9) 自動車運送業
(10) 観光地のガイド業
(11) 庭園の管理
(12) 自動車の保守管理
(13) エレベーターの保守管理
(14) 損害保険代理業
(15) 情報提供サービス業
(16) 情報処理サービス業
(17) 広告代理店業
(18) イベントの企画及び立案
(19) 発電及び電気の売買に関する業務
(20) 前各号に附帯する一切の業務
- 3 資 本 金 10,000,000円
- 4 売 上 高 931,211,827円
- 5 従 業 員 数 140人
- 6 主な事業実績 板橋区立榛名林間学園
清瀬市立科山荘
長野県佐久創造館

志木市立八ヶ岳自然の家
蕨市立信濃わらび山荘

議案第73号資料2

指定管理者候補者の選定経過

1 公募の公表

市報平成30年8月1日号及び市ホームページで募集の公表

2 現地説明会の開催

平成30年8月20日（月）午後1時から清里山荘研修室で実施

3 質問書の提出期日

平成30年8月29日（水）

4 質問書の回答

平成30年9月4日（火）に市ホームページで回答

5 応募書類の提出

平成30年9月5日（水）から9月12日（水）まで

6 応募団体数

1団体

7 指定管理者選定委員会

(1) 第1次審査 平成30年10月9日（火）1団体合格

(2) 第2次審査 平成30年10月23日（火）指定管理者候補者の選定

8 選定理由等

指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて採点を行った結果、株式会社フードサービスシンワが指定管理者候補者として適していると判断した。

なお、以下の点が優れていると認められる。

(1) 施設の地域性を理解しており、地元企業として地域に密着した運営が可能である。

(2) 類似施設やこれまでの実績から、清里山荘の円滑な管理運営が期待できる。
また、今後以下の点を要望する。

(1) 適正な収支を意識し、採算が取れる運営に努めていただきたい。

したがって、答申のとおり、株式会社フードサービスシンワを指定管理者候補者として決定した。

議案第73号資料3

指定管理者選定委員会第2次審査評価結果

評価項目	配点	指定管理者 の候補者
		株式会社 フードサービス シワ
1 適正な管理運営の確保	60	45
1 施設の設定目的にあった理念・運営方針を持っていること。		
2 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。		
3 個人情報の保護及び情報公開について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。	80	65
4 経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。		
5 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。		
6 類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。		
7 障がい者の雇用等、福祉的雇用についての取組みをしていること。	120	94
3 サービスの向上		
8 サービス向上を実現する具体的な計画があること。		
9 利用促進を図る具体的な計画があること。		
10 事業計画が施設の設定目的にかなっており、内容が適切であること。		
11 施設の設定設備や機能を十分活用していること。		
12 利用者要望の把握及びその対応策を講じていること。		
13 管理運営業務全般について、自らチェック・評価・改善する仕組みを有すること。	60	38
4 効率的な運営		
14 収支の見込みと事業計画が適正且つ実現可能であること。		
15 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。		
16 経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有すること。	80	58
5 安全で安定的な施設運営の継続的提供		
17 施設の管理運営を行うに当たって、適切な職員配置がされ、勤務条件等関係法令が遵守されていること。		
18 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。		
19 ごみ減量、地球温暖化対策等、環境に配慮した取り組みを行っていること。		
20 事故の防止策がなされており、且つ災害、事故、突発的な傷病者が発生した場合等、緊急時の対策が十分であること。	400	300
合計		

※ 評価結果は、4人の委員が100点満点で採点し、合計400点満点で比較した。

議案第74号

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成30年11月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

記

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

- (1) 名称 小金井市総合体育館
位置 小金井市関野町一丁目13番1号
- (2) 名称 小金井市栗山公園健康運動センター
位置 小金井市中町二丁目21番1号

2 指定管理者の名称及び主たる事業所の所在地

名称 TAC・FC東京・TGTS共同事業体
所在地 東京都中野区中野二丁目14番16号

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

（提案理由）

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

議案第74号資料

TAC・FC東京・TGTS共同事業体の概要

1 共同事業体の代表者の名称及び所在地

株式会社東京アスレティッククラブ

東京都中野区中野二丁目14番16号

2 共同事業体の構成団体の名称及び所在地

(1) 東京フットボールクラブ株式会社

東京都江東区猿江二丁目15番10号

(2) 東京ガスファシリティサービス株式会社

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

3 共同事業体の代表者及び構成団体の概要

(1) 株式会社東京アスレティッククラブ

ア 設立 昭和44年2月6日

イ 設立目的

- (ア) 有価証券の投資保有
- (イ) 不動産の投資保有
- (ロ) 書籍、雑誌及び情報誌の出版及び販売
- (ハ) 企業経営全般にわたる経営コンサルティング業及びその調査資料の販売
- (ニ) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (ホ) 冠婚葬祭に関する情報の提供及び仲介あっせん
- (ヘ) 料理店（日本料理、西洋料理、中華料理及び酒類）営業
- (ヘ) 喫茶及び軽飲食店業
- (ケ) スポーツセンター営業
- (コ) 心身の健康管理、体力測定及び運動処方への指導
- (セ) 栄養指導及び生活指導
- (ソ) 体力の測定器具、運動器具の開発、製造及び販売
- (タ) ヨット、モーターボートその他船舶の航法の技術指導並びに各種船舶の賃貸及び売買
- (チ) 潜水、水上スキー及び釣りの技術指導並びに印刷物の発行
- (リ) 各種スポーツ用具の販売

- (ウ) 旅行業
 - (エ) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具及び治療衛生材料の販売
 - (オ) 食品、食品添加物、装身具及び日用品雑貨の製造並びに販売
 - (カ) 広告宣伝並びに企業の販売促進活動の企画、制作及び広告代理業
 - (キ) 整骨院及びはり・きゅう・マッサージ業務営業所の経営
 - (ク) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅サービス事業
 - (ケ) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - (コ) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
 - (サ) 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業及び販売事業
 - (セ) 毒物及び劇物の販売
 - (ソ) 建物及び建物附属設備の清掃、維持管理業務
 - (タ) 保育所の経営
 - (チ) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく古物商
 - (ツ) 一般貨物自動車運送事業
 - (テ) 特定貨物自動車運送事業
 - (ト) 貨物軽自動車運送事業
 - (ナ) 貨物利用運送事業
 - (ニ) 引越荷役事業及び作業請負並びに梱包事業及び梱包材料資材の販売
 - (ホ) 老人ホーム並びに高齢者向け住宅に関する情報の提供、不動産の売買・賃貸・管理及び仲介あっせん
 - (ヘ) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する事業
 - (ヘ) 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく警備業務及び機械警備業務
 - (ニ) 産業廃棄物収集運搬業
 - (ヘ) 建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計、施工及び管理
 - (ヘ) (ア)から(イ)までに附帯する一切の業務
- ウ 資本金 50,000,000円
- エ 売上高 4,478,579,948円
- オ 従業員数 1,449人
- カ 主な事業実績
- (ア) 中野区立体育館（3施設）
 - (イ) 江戸川区スポーツセンター

- (ウ) 茨城県洞峰公園等（２施設）
- (エ) 荒川総合スポーツセンター
- (オ) 国分寺市体育施設（８施設）
- (カ) 小金井市総合体育館及び小金井市栗山健康運動センター
- (キ) 狛江市体育施設（９施設）
- (ク) 杉並区上井草スポーツセンター（２施設）
- (ケ) 仙台市宮城広瀬総合運動場
- (コ) 仙台市葛岡温水プール（３施設）
- (カ) 取手市立取手グリーンスポーツセンター
- (ク) アゼリア２１（２施設）
- (カ) 港区立健康増進センター
- (キ) 中野区産業振興センター
- (ク) 浜松市浜北温水プール
- (ク) 生駒市井出山体育施設（４施設）
- (ク) 新宿区立新宿スポーツセンター
- (ク) 茅ヶ崎市屋内温水プール
- (ク) 中部スポーツ・コミュニティプラザ
- (ク) 南部スポーツ・コミュニティプラザ
- (ク) 玉野市立体育施設
- (ク) 杉並区永福体育館

(2) 東京フットボールクラブ株式会社

ア 設立 平成１０年１０月１日

イ 設立目的

- (ア) サッカーチームの経営
- (イ) サッカーその他スポーツ競技会及び各種イベントの企画、運営及び支援
- (ウ) サッカーその他スポーツ選手及びコーチの養成及び指導
- (エ) サッカースクール及びサッカークリニックの運営及び開催
- (オ) サッカー競技場等のスポーツ施設の管理及び運営
- (カ) プロスポーツ選手のマネジメント業務
- (キ) キャラクター商品の企画、制作及び販売並びにこれらの著作権、商標権及び意匠権の管理
- (ク) 各種放送番組及びコマーシャルに関する企画及び制作並びにコンパクトデ

ディスク、ビデオテープ等の音楽、映像等を録音及び録画した商品の企画、制作及び販売

- (ケ) 広告、宣伝及び出版業務
- (コ) スポーツファンクラブの運営
- (ク) (7)から(カ)までに附帯する一切の業務

ウ 資本金 1,187,000,000円

エ 営業収益 4,588,407,000円

オ 従業員数 56人

カ 主な事業実績

- (ア) 杉並区上井草スポーツセンター
- (イ) 杉並区妙正寺体育館
- (ロ) 杉並区永福体育館
- (ハ) 小金井市総合体育館及び小金井市栗山健康運動センター

(3) 東京ガスファシリティサービス株式会社

ア 設立 昭和55年2月1日

イ 設立目的

- (ア) ビルの管理及びビル管理に関するコンサルティング業務
- (イ) 福利厚生施設及び運動施設の管理業務
- (ロ) 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、消防施設工事、造園工事及び工
作物撤去工事の請負及び施行業務
- (ハ) エネルギー施設の運転管理保守業務
- (ニ) 警備防災業務
- (ホ) 駐車場の管理業務
- (ヘ) リネンサプライ業務
- (セ) 造園・緑化の設計及び維持管理並びに観葉植物の賃貸業務
- (ゼ) 貨物利用運送業務
- (エ) LPGの保安業務に関する緊急時連絡業務
- (ケ) 都市ガスの保安監視に関する業務
- (コ) 旅行業
- (ク) 損害保険の代理業
- (カ) 文書の印刷、保存及び集配業務
- (キ) たばこ、日用雑貨品及び飲食物の販売

- (ウ) 公衆電話受託業務
- (エ) 携帯電話及び簡易型携帯電話の販売代理店業
- (オ) 切手及び印紙の売りさばき
- (カ) ETC及び飲食店の利用料金回収に関する業務
- (キ) (ウ)から(カ)までに附帯する一切の業務

ウ 資本金 50,000,000円

エ 売上高 9,541,481,000円

オ 従業員数 562人

カ 主な事業実績

小金井市総合体育館及び小金井市栗山健康運動センター

平成30年 第4回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成30年 8月 1日から
平成30年10月31日まで

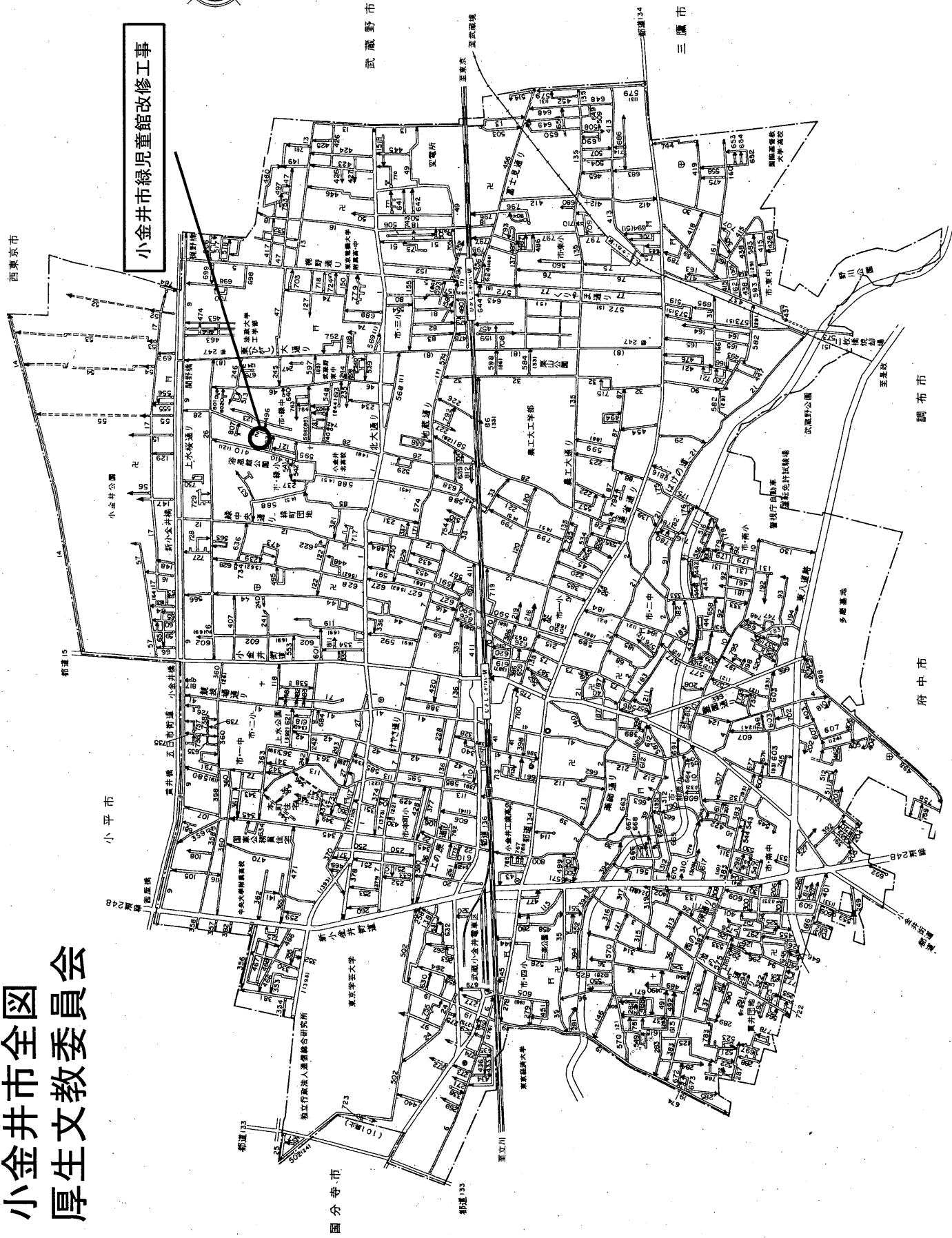
厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	4645-0	平成30年9月13日	小金井市緑児童館改修工事 相沢建設(株)	14,580,000	平成30年 9月14日から 平成30年12月14日まで	建築工事(内装改修) 電気設備工事(幹線・動力設備改修) 機械設備工事(冷暖房設備改修)	制限付一般競争入札3者	45

進捗率は、平成30年11月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会

小金井市緑児童館改修工事



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成30年 8月 1日から
平成30年10月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	4063-0	平成30年8月13日	都道134号線電線共同溝設置工事 関建設工業(株)	10,584,000	平成30年 8月14日から 平成30年11月30日まで	電線共同溝設置工事 施工延長 下り L=9.3m 横断 L=6.5m N=1箇所 プレキヤストボックス設置工 ハンドホール設置工	指名競争 入札8者	75
2	4280-0	平成30年8月30日	栗山公園修景池給水ポンプ等改修 工事 (株)春日産業	13,370,400	平成30年 8月31日から 平成31年 3月22日まで	栗山公園 受水槽内水中渦巻型ポンプ交換工 給水ユニット及び制御盤交換工 受水槽防水工 濾過槽・循環槽防水工 噴水ドーム撤去及び花壇植栽(サツキ)設置工16㎡ 2基 1式 42㎡ 38㎡	制限付一 般競争入 札4者	0
3	4664-0	平成30年9月13日	橋りょう長寿命化補修工事その1 関建設工業(株)	32,400,000	平成30年 9月14日から 平成31年 3月19日まで	中前橋 路面切削工 アスファルト舗装工 橋面防水工(シート系防水) 区画線工 断面修復工 クラック注入 排水対策工 橋梁塗装工事 道路付属構造物塗装工 橋梁足場工 塗膜調査 A=116㎡ A=116㎡ 1式 1式 1式 1式 A=236㎡ A=86㎡ 1式 1式	制限付一 般競争入 札3者	25
4	4825-0	平成30年9月20日	都市計画道路3・4・12号線電線共 同溝設置工事及び街路築造工事 金澤建設(株)	56,484,000	平成30年 9月21日から 平成31年 3月 7日まで	電線共同溝設置工事 施工延長 プレキヤストボックス設置工 街路築造工事 施工延長 アスファルト舗装工(総厚65型) 低騒音アスファルト舗装工(総厚65型) 街きよ工(155SF型) 街きよ工(155型) 街きよ用集水ます工(155-I 道路浸透ます)4基 街きよ用集水ます工(155-I) L=47.0m 2箇所 L=110.3m 179㎡ 623㎡ L=102.6m L=16.3m 1基	制限付一 般競争入 札2者	25

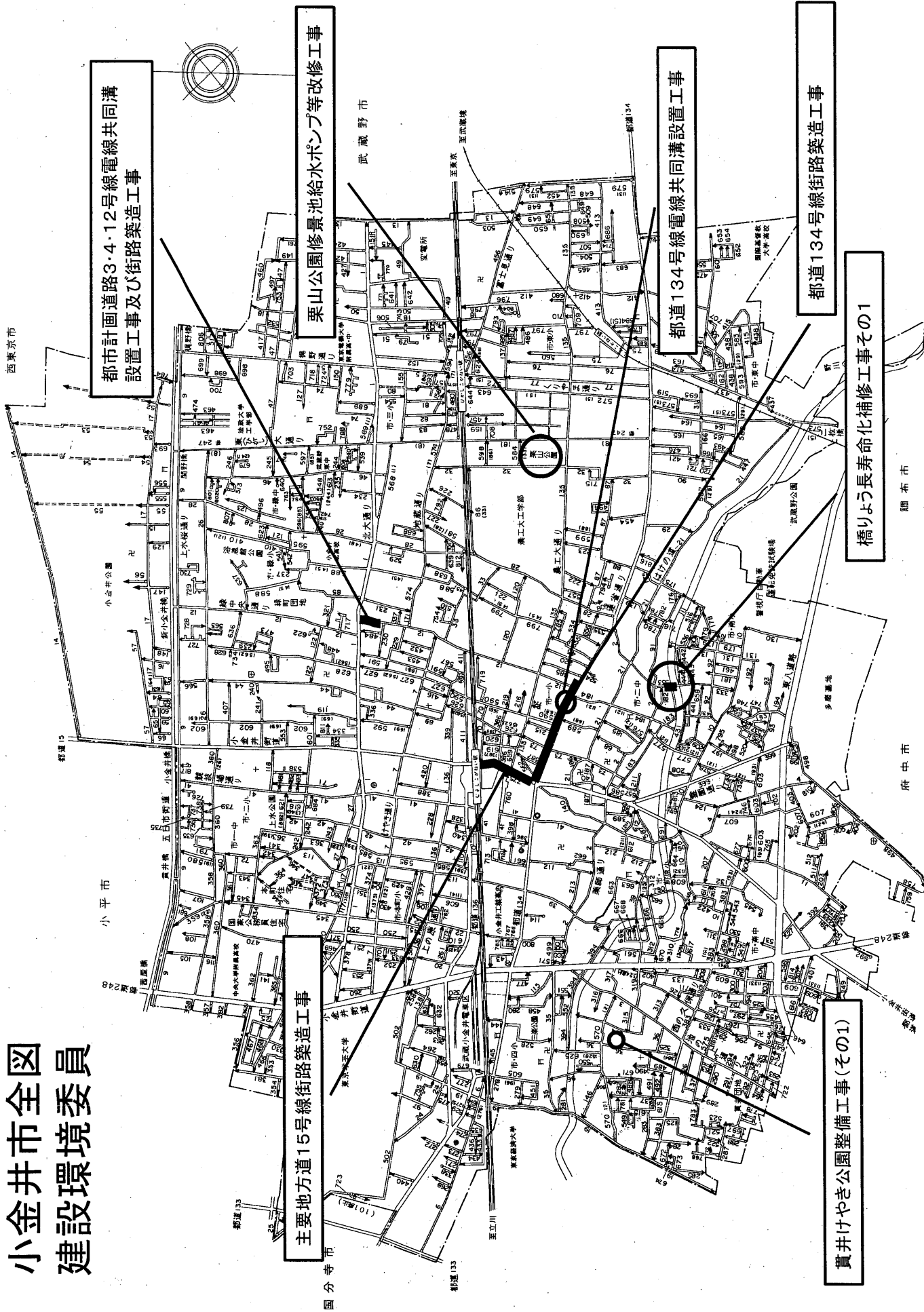
平成30年 8月 1日から
平成30年10月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
5	5238-0	平成30年10月5日	賈井けやき公園整備工事(その1) 金澤建設(株)	16,416,000	平成30年10月9日から 平成31年3月15日まで	<ul style="list-style-type: none"> 賈井けやき公園多目的トイレの設置工 各土及び播種工 既設公園灯の撤去工 LED公園灯新設工 	制限付一般競争入札1者	0
6	5679-0	平成30年10月24日	主要地方道15号線街路築造工事 関建設工業(株)	62,424,000	平成30年10月25日から 平成31年3月11日まで	<ul style="list-style-type: none"> 街路築造工事 施工延長 アスファルト舗装工(総厚60型) プレキャスト街きよ工 プレキャスト縦断側溝設置工 プレキャスト縦断側溝用集水ます設置工 道路照明設置工(親子灯) 歩道照明設置工 付帯工事 信号用ハン ドホル設置工 信号用ハン ドホル移設工 	制限付一般競争入札(総合評価方式)2者	5
7	5710-0	平成30年10月25日	都道134号線街路築造工事 関建設工業(株)	18,684,000	平成30年10月26日から 平成31年2月12日まで	<ul style="list-style-type: none"> 街路築造工事 道路照明設置工 区画線設置工 区画線撤去工 標識設置工 街渠ブロック移設工 	制限付一般競争入札1者	5
8	5740-0	平成30年10月26日	マンホール鉄蓋取替工事 鴨下設備工業(株)	12,663,000	平成30年10月29日から 平成31年2月13日まで	<ul style="list-style-type: none"> マンホール鉄蓋取替工事 道路付属物撤去工 道路付属物復旧工 舗装工 交通誘導員工 	指名競争入札0者	0

進捗率は、平成30年11月1日現在

小金井市全図 建設環境委員



都市計画道路3・4・12号線電線共同溝
設置工事及び街路築造工事

栗山公園修景池給水ポンプ等改修工事

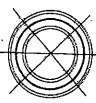
主要地方道15号線街路築造工事

都道134号線電線共同溝設置工事

都道134号線街路築造工事

貫井やき公園整備工事(その1)

橋りよ長寿命化補修工事その1



西東京市

小平市

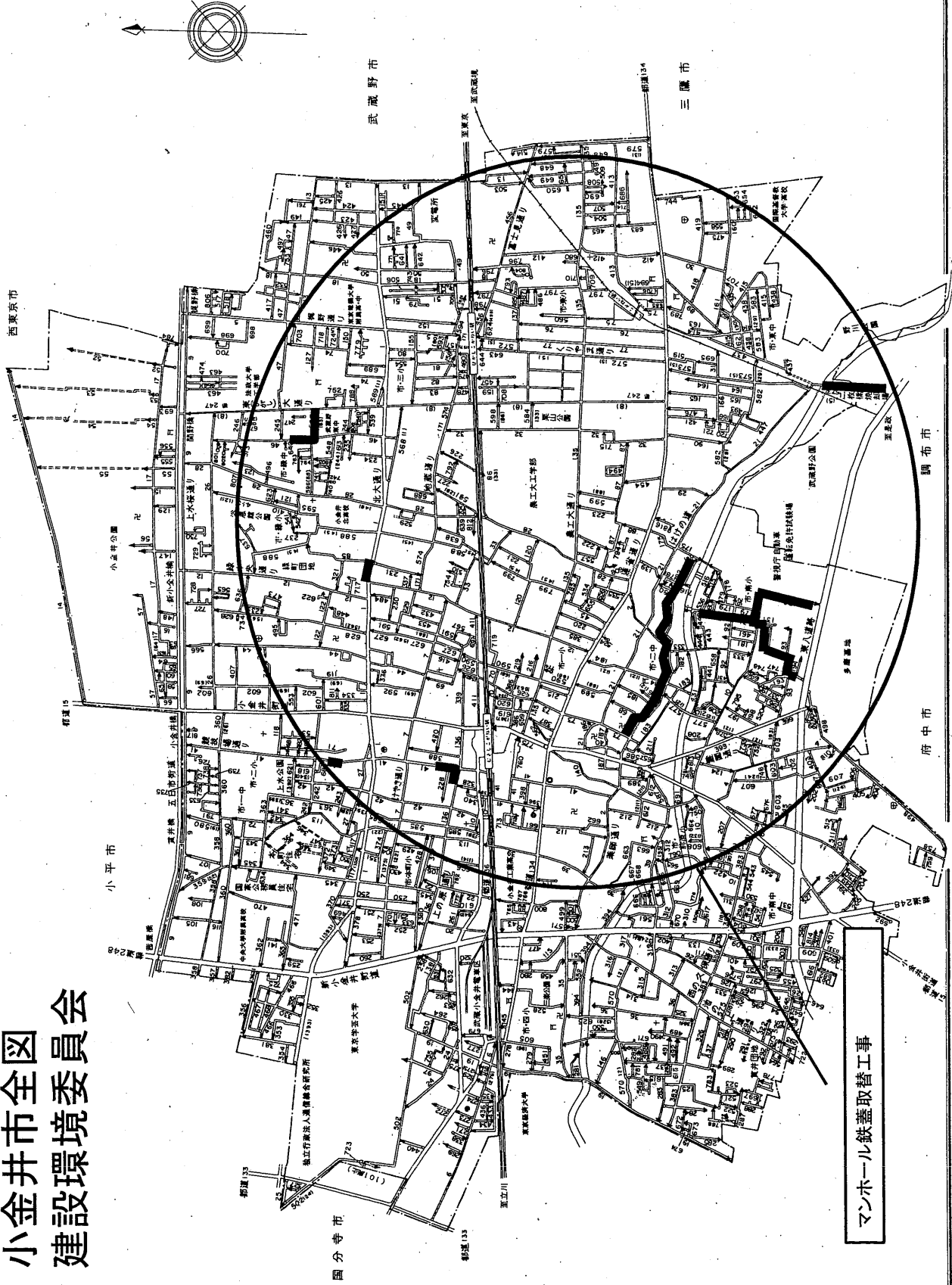
国分寺市

武蔵野市

府中市

調布市

小金井市全図 建設環境委員会



マンホール鉄蓋取替工事